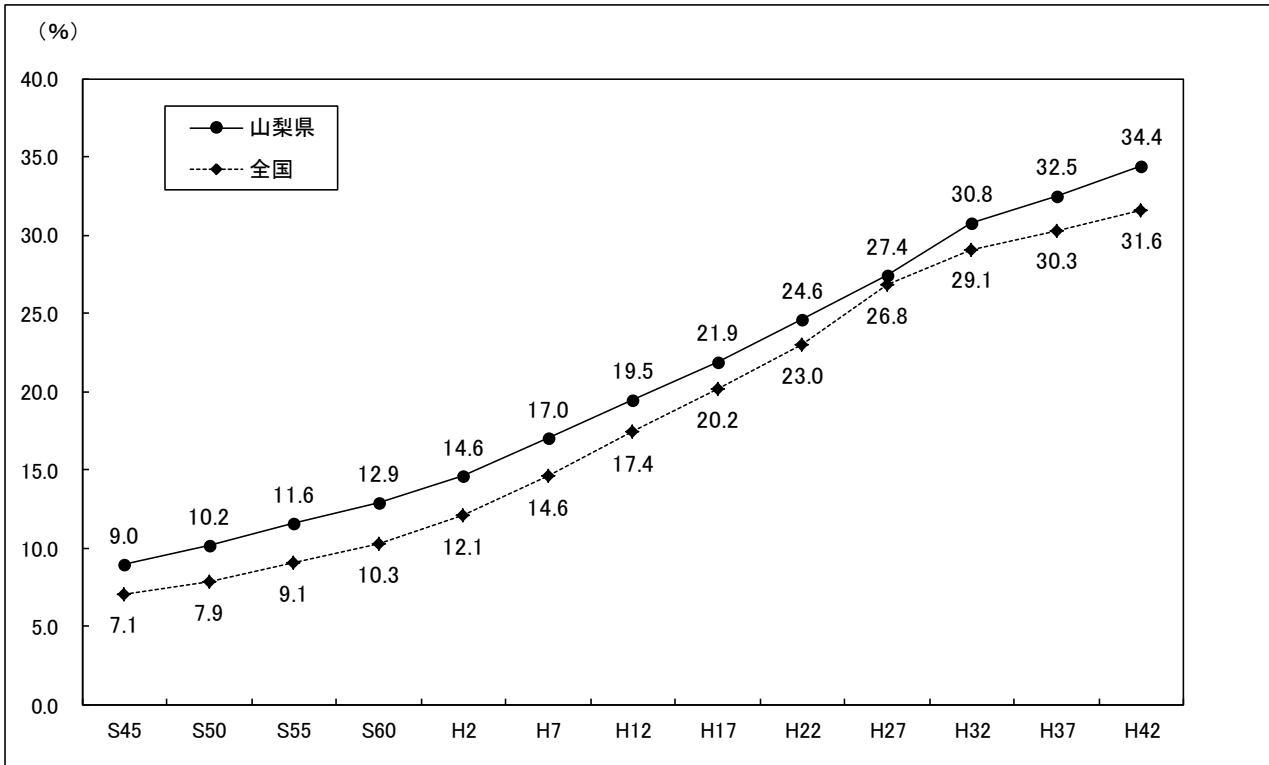


参 考 资 料

1 高齢化率の推移



注1 全国値の昭和45年～平成22年は国勢調査、平成27年～42年は国立社会保障・人口問題研究所の中位推計による。

注2 県数値の昭和45年～60年は国勢調査、平成2年及び7年は老人福祉基礎調査、平成12年～22年は国勢調査、平成27年は高齢者福祉基礎調査、平成32年～42年は国立社会保障・人口問題研究所の中位推計による。

2 道路上における死に至る危険性

厚生労働省の「人口動態統計」によれば、平成25年中の「不慮の事故」(転倒・転落、不慮の溺死、不慮の窒息、火災、交通事故等)による死亡数は3万9,574人である。

このうち、道路交通事故による死亡数(事故発生後1年を超えて死亡した者及び後遺症により死亡した者の数を除く。)は6,060人である。

一方、平成26年の内閣府調査によると、1日のうちの道路上にいる平均時間が1時間48分であり、これらにより、道路上にいる時間とその他の時間(自宅や職場等にいる時間)の単位時間当たりの死者数を比較すると、次のようになる。

前回計画時の数値に比べ、道路上の危険は相対的に低下しているものの、その危険性は相変わらず高いものとなっている。

不慮の事故による死亡数 総数 39,574人

道路交通事故による死亡数 6,060人

$$\frac{\text{〈道路上の危険〉}}{\text{〈道路以外の危険〉}} = \frac{\frac{6,060\text{人}}{1\text{時間}48\text{分}}}{\frac{(39,574\text{人}-6,060\text{人})}{(24\text{時間}-1\text{時間}48\text{分})}} = 2.2\text{倍}$$

なお、睡眠時間7時間14分(10歳以上、平日の値、NHK放送文化研究所「国民生活時間報告書」H23年)を道路以外の生活場所で過ごす時間から除いた場合は、

$$\frac{\text{〈道路上の危険〉}}{\text{〈睡眠を除いた道路以外の危険〉}} = \frac{\frac{6,060\text{人}}{1\text{時間}48\text{分}}}{\frac{(39,574\text{人}-6,060\text{人})}{(24\text{時間}-1\text{時間}48\text{分}-7\text{時間}14\text{分})}} = 1.5\text{倍}$$

3 道路交通事故による経済的損失

内閣府の「交通事故の被害・損失の経済的分析に関する調査研究」(平成24年3月)によると、道路交通事故による経済的損失は、6兆3,340億円と算定された。

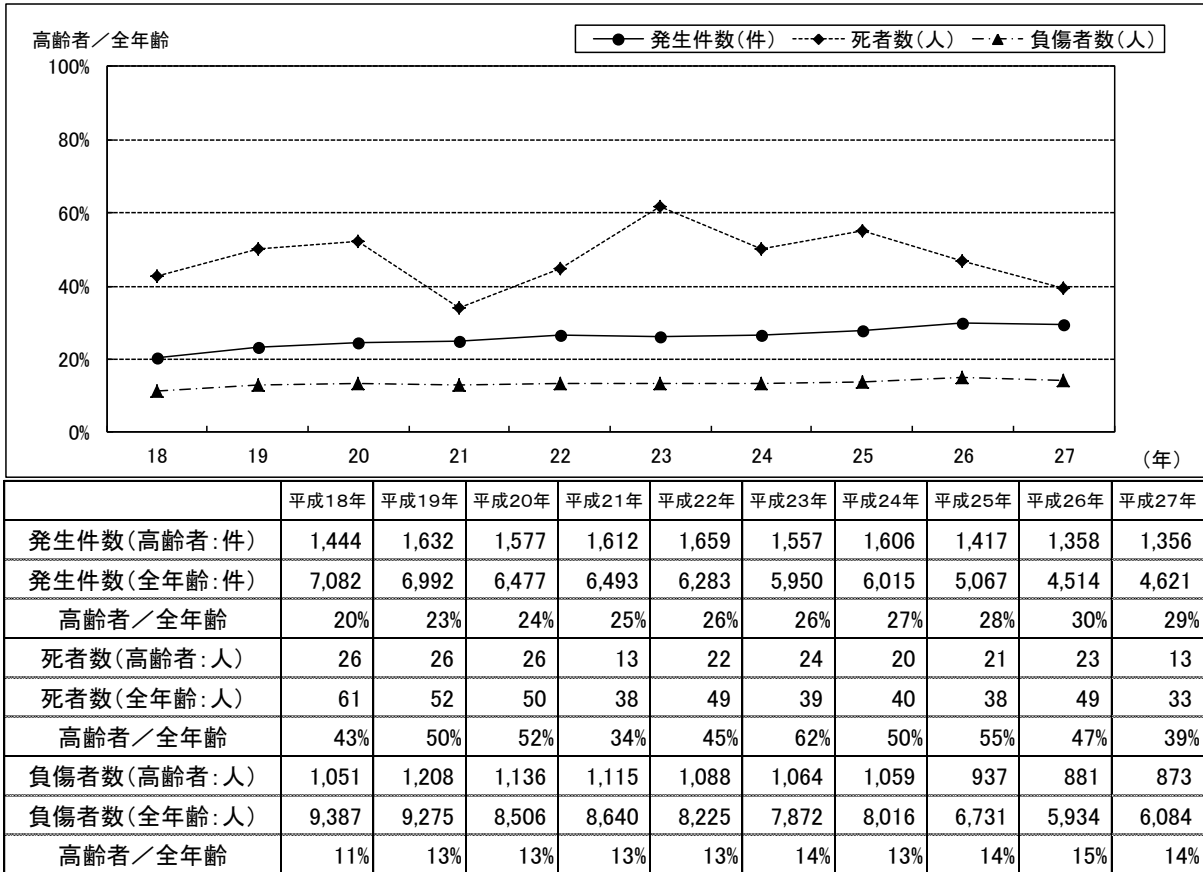
これは、1年間の交通事故によって生じる損失のうち、金銭的損失である医療費、慰謝料、逸失利益等の人的損失、車両・構築物の修理費等の物的損失、交通事故に係る救急搬送費用、警察の事故処理費用、裁判費用、保険運営費用、渋滞の損失等に加え、交通事故による痛み、苦しみ、生活の喜びを享受できなくなることなどの非金銭的損失を交通事故による損失と捉え、このうち死傷損失について算定したものである。

<交通事故による経済的損失>

		損失額(十億円)
金銭的損失		
人的損失		1,359
物的損失		1,711
事業主体の損失		81
各種公的機関等の損失		828
非金銭的損失		
死傷損失		2,355
合計		6,334

本調査研究は平成21年度時点のデータに基づき算定。なお、「死亡損失」の算定においては、厚生統計における平成21年の交通事故による死者数(7,086人)を使用し、「負傷損失」の算定においては、平成21年の保険・共済関連統計から推計した負傷者数を使用した。

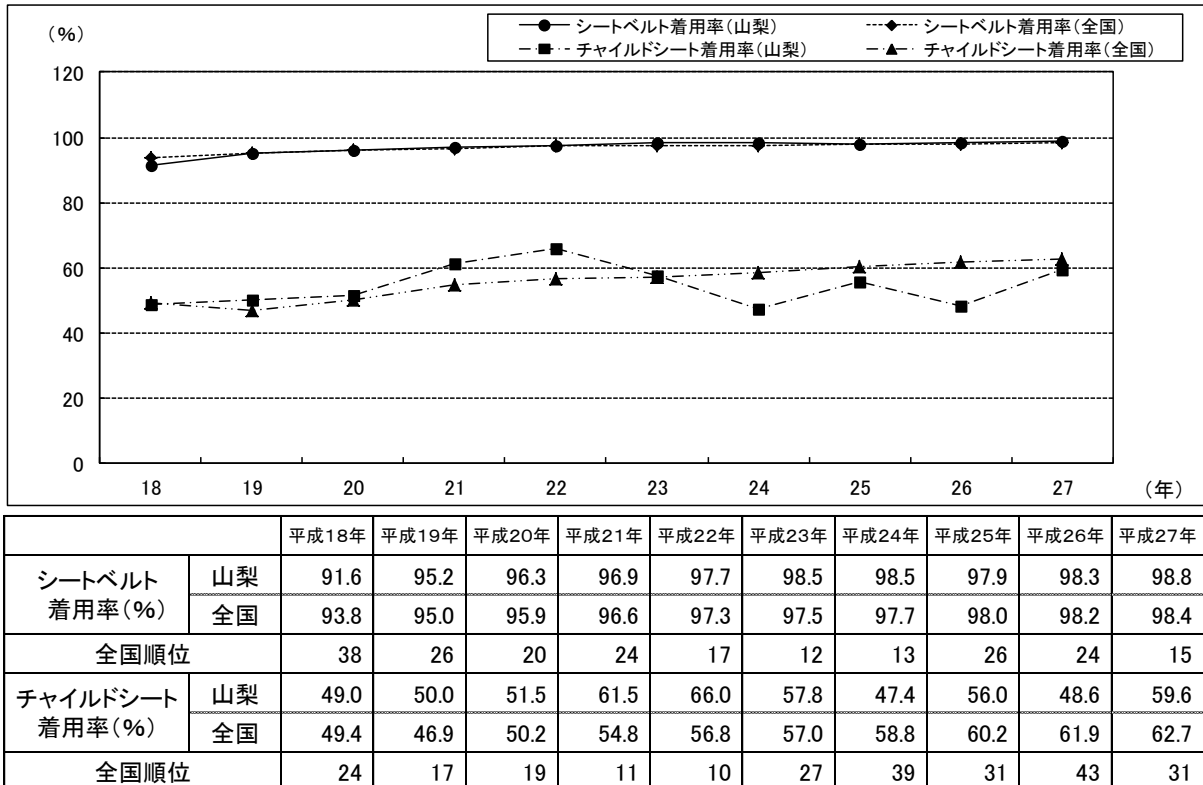
4 高齢者(65歳以上)の交通事故の推移



注1 山梨県警察本部資料

注2 第1当事者、第2当事者にかかわらず、高齢者が当事者となった事故全ての事故を集計

5 シートベルト、チャイルドシートの着用状況の推移

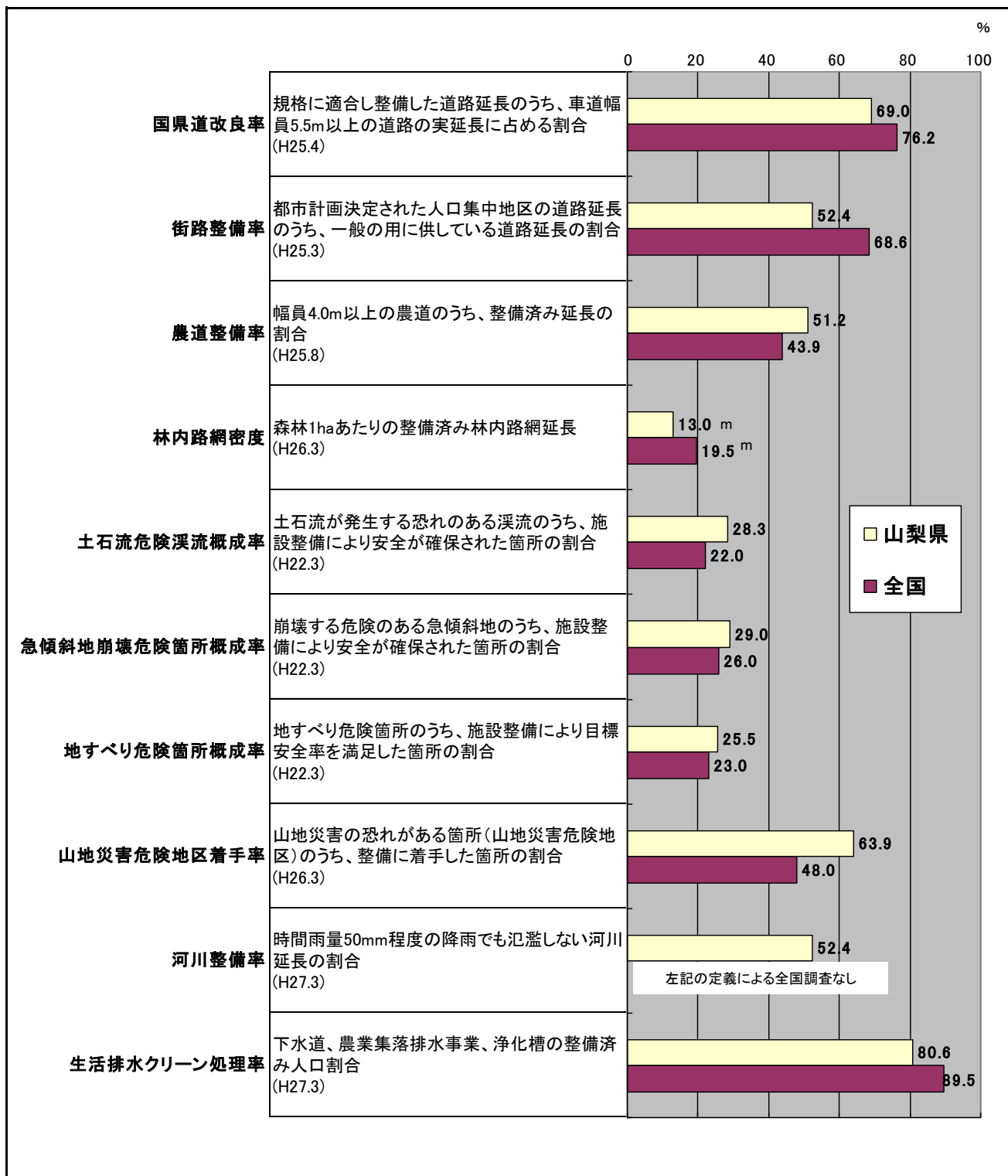


注1 シートベルト着用率は、運転席のみ

注2 山梨県警察本部資料

注3 (一社)日本自動車連盟(警察との合同)の全国調査

6 本県の社会資本の整備水準



注 「山梨県社会資本整備重点計画-第三次-」資料